

成瀬ダム貯水池伐採に伴う伐採者公募説明書

令和6年9月25日

【公募説明書添付資料】

- ・応募様式 1 成瀬ダム貯水池伐採に伴う伐採者公募 申込書
 - ・応募様式 2 樹木伐採計画書
 - ・応募様式 3 グループ構成表
-
- ・様式 1 許可申請書
 - ・様式 2 着手届
 - ・様式 3 完了届
-
- ・別紙 1 伐採対象箇所図
 - ・別紙 2 伐採許可条件

1. 事業の目的

成瀬ダム工事事務所では、洪水調節、正常流量の確保、かんがい・水道用水の補給、発電を目的に成瀬ダム堤体を含む関連工事を施工中である。

令和10年度にダム管理に移行するにあたり、管理に支障（作業船の航行）となる範囲の貯水池伐採を行う必要がある。一方、ダム建設事業のコスト縮減を図る必要性もある。

そのため、管理に支障となる範囲の伐採について、公募により希望する企業に伐採していただき、その伐採木を無償提供することにより、伐採費用のコスト縮減と伐採木の有効利用を図っていくものである。

2. 応募様式の受付期間及び受付場所

(1) 応募様式の受付期間 令和6年9月25日（水）から令和6年10月18日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く）

(2) 応募様式の受付時間 午前9時から午後5時まで

(3) 応募様式の受付場所 国土交通省 東北地方整備局 成瀬ダム工事事務所 工務課

3. 公募に付する事項

(1) 伐採場所 成瀬ダム貯水池予定箇所

秋田県雄勝郡東成瀬村椿川字仁郷 地内

伐採箇所の詳細は「別紙1 伐採対象箇所図（伐採箇所①～⑤）」に示す。

(2) 伐採工期 許可（河川法第25条）された日～令和8年10月30日まで

なお、上記の伐採工期は最長の工期であるため、上記より短い工期で実施しても差し支えない。

4. 公募に参加する者に必要な条件等

(1) 伐採希望者の構成

伐採希望者は単独の企業による応募又は複数の企業からなるグループでの応募とする。

なお、グループで応募する場合は「応募様式3 グループ構成表」に各企業等の役割を明記すること。

(2) 参加条件

伐採希望者は以下の条件を満たすものとする。

- ① 応募者は、大仙市・横手市・湯沢市・羽後町・東成瀬村のいずれかに本社・支社又は営業所等を有する企業（グループでの応募の場合は、複数の企業全て）であること。
- ② 伐採・運搬等の作業において、必要な有資格者を配置でき安全管理を行える企業であること。
- ③ ダム建設工事に影響を与えないで作業を行える企業であること。
- ④ 公募期間中において、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条又は第71条の規定に該当するとして、指名停止等（有資格業者の場合）を受けている者でないこと。

- ⑤ 公募期間中において、会社更生法に基づき公正手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- ⑥ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

5. 公募に関する資料の入手場所、公募に関する提出資料及び担当部局

(1) 公募に関する資料の入手場所

成瀬ダム工事事務所のホームページから応募様式をダウンロード、若しくは成瀬ダム工事事務所にて配布。

【成瀬ダム工事事務所ホームページURL】 <https://www.thr.mlit.go.jp/narusedam/>

(2) 応募に関する提出書類

公募説明書に添付の応募書類（応募様式1～3）に必要事項を記載の上、応募の受付期間中に下記（3）の担当部局に提出すること（郵送可、期間内に必着のこと）。なお、単独の企業等による応募の場合は、応募様式3は提出しなくて良いものとする。

(3) 担当部局

国土交通省 東北地方整備局 成瀬ダム工事事務所 工務課

〒019-0801 秋田県雄勝郡東成瀬村田子内字宮田97-1

電話番号 0182-23-8437

6. 伐採者の選定方法

- イ 提出された応募書類に基づいて伐採計画の内容を総合的に評価し、伐採者を選定する。
- ロ 応募の希望箇所に複数の選定者があった場合は、選定者間できり引きにより伐採者を特定する。

7. 公募選定者が自損事故を起こした場合又は河川管理施設若しくは第三者に損害を与えた場合の取扱い、及び河川管理者の指示による中止の扱い

- イ 河川管理者は、河川利用者や公募選定者の事故を未然に防止する観点から、必要に応じて公募選定者に指導を行う。
- ロ 河川管理者は、公募選定者が樹木等を伐採するに当たって、周辺に生息する希少種に影響を及ぼし、又は刈草や伐木した樹木の搬出時に周辺に迷惑をかけることのないように、必要に応じて公募選定者に指導を行う。
- ハ 伐採は、公募選定者の責任において行うものであるため、伐採中の自損事故の処理、第三者への加害に対する損害賠償等は公募選定者の責任において行うこと。
- ニ 第三者や河川管理施設等に損害を与えた場合には、公募選定者は速やかに河川管理者に通報し、適切に対応すること。
- ホ 公募選定者が原因である河川管理施設に対する損害については、河川法第18条に基づきその原因者に復旧を求めるとともに、河川管理者が自ら復旧を行う場合も含めて、河川法第67条に基づき当該原因者に対し、復旧に要する費用負担を求める。
- ヘ 河川管理者から伐採の停止の指示があった場合は、すぐに停止すること。なお、停止に伴う費用は無償とする。

8. 許可手続

- イ 公募選定者は、当該樹木の採取について河川法第25条（土石等の採取の許可）に係る同法施行規則第13条第1項に定める許可申請を選定後速やかに「様式-1 許可申請書」により提出すること。

※河川法第25条の許可とは、「河川区域内の土地において、河川の産出物を採取する際には河川管理者の許可を得なければならない」という法律です。

※河川法第25条の許可により、営利目的での採取が可能となります。

- ロ 河川管理者は、「様式-1 許可申請書」の受理後、河川法第25条の許可を行う。
- ハ 河川法第25条の許可に際し、「別紙2 伐採許可条件」の条件を付す。

9. その他

- イ 上記規定により、伐採工期満了前に伐採を終了した場合、終了した時点で河川法第25条の許可を取り消すものとする。
- ロ 伐採する樹木は、種類に関係なく全伐採を基本とする。ただし、伐採に危険が伴う場合や、周囲の繁茂状況により樹木を伐採することが著しく非効率などの場合においてはこの限りでない。
- ハ 伐採により発生する枝葉等についても提供（持ち帰り）することは可能だが、持ち帰らない場合は、成瀬ダム工事現場内における河川管理者の指示した場所（別紙1伐採対象箇所図の枝葉仮置き場①～③および各伐採対象箇所の進入路入り口付近）に流出しないよう集積・仮置きすること。
- ニ 伐採した樹木及び機械器具類は、現地に仮置きすること無く、その都度現場から搬出すること。ただし、重機は仮置きも可能とするが、出水が予想される場合は速やかに搬出すること。
- ホ 公募選定者は、河川管理者より伐採許可の通知がなされた後、伐採に着手する前に着手届（様式-2）を提出するものとする。
- ヘ 公募選定者は伐採にあたり疑義が生じた場合は河川管理者と協議できるものとする。
- ト 伐採に関して河川管理者から協議の要請があった場合、公募選定者はこれに応じるものとする。
- チ 苦情等を受けたときは河川管理者に速やかに報告し、対応を確認する。
- リ 公募選定者は、全ての伐採が完了した場合は、完了届（様式-3）により報告するものとする。
- ヌ 公募選定者は自らが提案した伐採工期において伐採を継続して行うことを基本とするが、伐採の継続が困難となった場合など、やむを得ない理由による場合は、河川管理者と協議の上、伐採終了を可能とする。
- ル 河川管理者は必要に応じて冬期間作業（伐採箇所①に限る）における進入路等の除雪を行う。
- ヲ 成瀬ダム工事現場内の工事用道路を伐採木の搬出等に使用する際は、現場内のルールを遵守すること。

(応募様式1)

成瀬ダム貯水池伐採に伴う伐採者公募 申込書

令和 年 月 日

東北地方整備局

成瀬ダム工事事務所長 殿

<伐採希望者>

事業者名： _____ 印

代表者氏名： _____

住所： _____

電話番号： _____

メールアドレス： _____

令和6年9月25日付けで公募された「成瀬ダム貯水池伐採に伴う伐採者公募」について、下記資料を添えて応募します。

なお、公募説明書について、内容確認及び了承していることを申し添えます。

記

1. 樹木伐採計画書（応募様式2）
2. グループ構成表（応募様式3）

※単独の企業による応募の場合、グループ構成表（応募様式3）は不要

6. 安全対策等の実施の有無 ※実施する項目の□全てにレ点を記入すること。

- 安全管理責任者を配置
- 整理、整頓、清掃
- 交通整理員の配置
- その他 ()

7. 参加資格の合致状況 ※該当する項目の□全てにレ点を記入すること。

- 大仙市・横手市・湯沢市・羽後町・東成瀬村のいずれかに本社・支社又は営業所等を有する企業（グループでの応募の場合は、複数の企業全て）である。
- 伐採・運搬等の作業において、必要な有資格者を配置でき安全管理を行える企業である。
- ダム建設工事に影響を与えないで作業を行える企業である。
- 公募期間中において、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条又は第71条の規定に該当するとして、指名停止等（有資格業者の場合）を受けている者ではない。
- 公募期間中において、会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者ではない。
- 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者ではない。

グループ構成表

①	事業者名	
	代表者氏名	
	住所	
	電話	
	メールアドレス	
	役割 ※該当するものに ○をつけること。	伐採 / 運搬 / その他 ()
②	事業者名	
	代表者氏名	
	住所	
	電話	
	メールアドレス	
	役割 ※該当するものに ○をつけること。	伐採 / 運搬 / その他 ()
③	事業者名	
	代表者氏名	
	住所	
	電話	
	メールアドレス	
	役割 ※該当するものに ○をつけること。	伐採 / 運搬 / その他 ()
④	事業者名	
	代表者氏名	
	住所	
	電話	
	メールアドレス	
	役割 ※該当するものに ○をつけること。	伐採 / 運搬 / その他 ()
⑤	事業者名	
	代表者氏名	
	住所	
	電話	
	メールアドレス	
	役割 ※該当するものに ○をつけること。	伐採 / 運搬 / その他 ()

※記入欄が不足する場合は応募様式3を複数枚使用して記入すること。

※応募様式3はグループで応募する場合にのみ提出すること。

許可申請書

令和〇〇年〇月〇〇日

河川管理者
東北地方整備局長 殿

(申請者)

事業者名： _____ 印

代表者氏名： _____

住所： _____

電話番号： _____

メールアドレス： _____

成瀬ダム貯水池伐採に伴う伐採者公募の実施に伴い、別紙により河川法第25条の許可を申請します。

(河川の産出物の採取)

1. 河川の名称

成瀬ダム貯水池 (赤川、北俣沢川)

2. 目的

第25条 伐採木の利活用

3. 場所

成瀬ダム貯水池 秋田県雄勝郡東成瀬村椿川字仁郷 地内

4. 伐採面積

伐採箇所○ ○○○m²

5. 伐採、採取方法

チェーンソーによる採取、ダンプトラック等による搬出

6. 伐採、採取期間

河川法の許可を受けた日～令和○○年○月○日

着 手 届

令和〇〇年〇月〇〇日

東北地方整備局
成瀬ダム工事事務所長 殿

(申請者)

事業者名： _____ 印

代表者氏名： _____

住所： _____

電話番号： _____

メールアドレス： _____

成瀬ダム貯水池伐採に伴う伐採者公募の伐採に着手するので下記のとおり届け
出ます。

記

1. 着手年月日
2. 許可年月日及び番号
3. 河川の名称 成瀬ダム貯水池
4. 採取の場所
5. 採取の期間 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
6. 非常時の連絡先

注) 工事着手前の状況が分かる写真を添えて提出すること。

完了届

令和〇〇年〇月〇〇日

東北地方整備局
成瀬ダム工事事務所長 殿

(申請者)

事業者名：_____ 印

代表者氏名：_____

住所：_____

電話番号：_____

メールアドレス：_____

成瀬ダム貯水池伐採に伴う伐採者公募の伐採が完了したので下記のとおり報告
します。

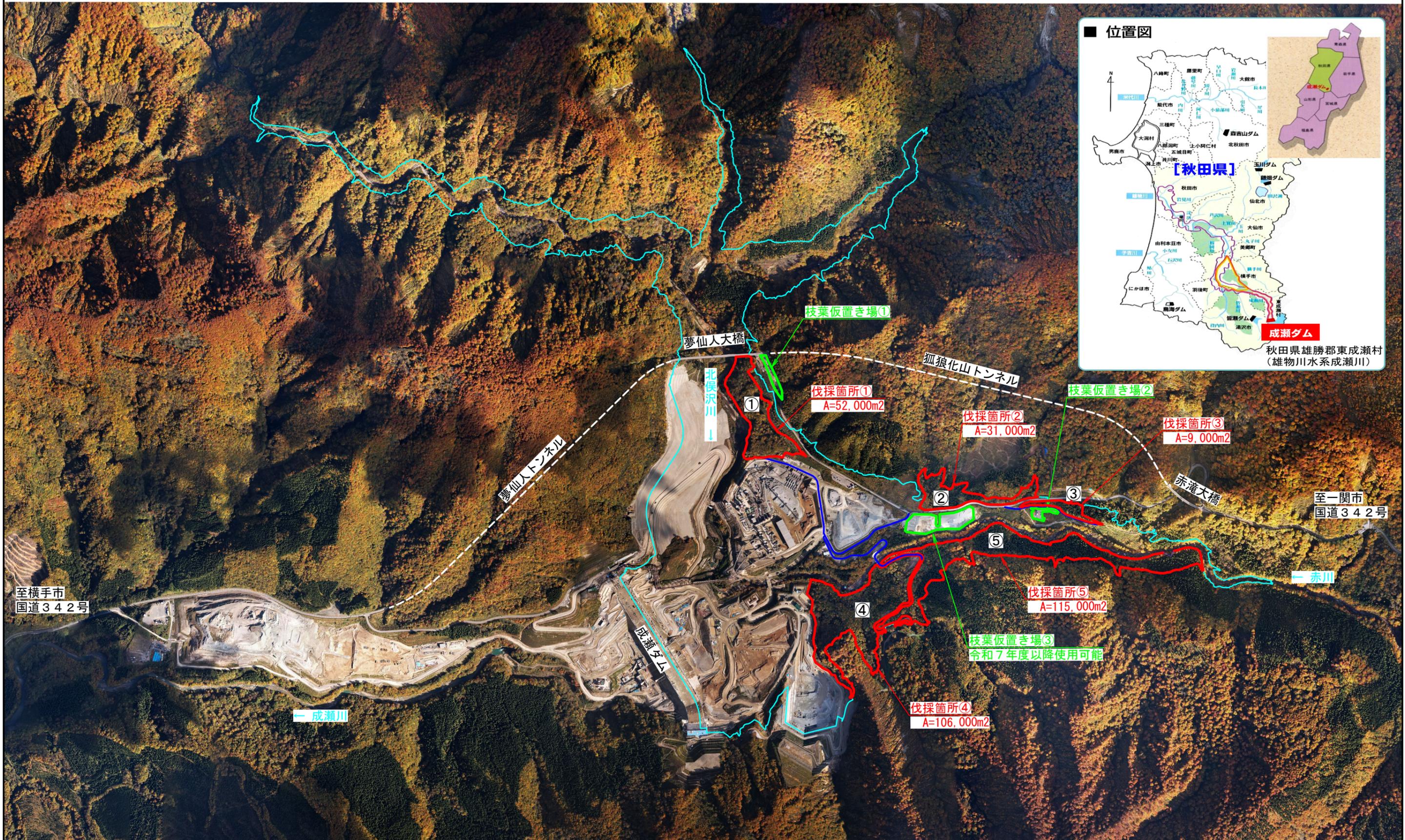
記

1. 完了年月日
2. 許可年月日
及び番号
3. 河川の名称 成瀬ダム貯水池
4. 採取の場所
5. 採取の期間 令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日
6. 確認希望 令和 年 月 日
年月日
7. 摘 要 竣工図書として、状況写真（着工前、施工中及び完了後）及び
その他必要な資料を添えて提出すること。

伐採対象箇所図 (伐採箇所①～⑤)

凡 例

- 平常時最高貯水位 (518.6 m)
- 伐採箇所
- 伐採進入路
- 枝葉仮置き場



伐採許可条件

第1条 許可を受けた者は、許可期間中は伐採箇所の見やすい場所に、採取目的、採取面積、採取者名（法人にあってはその名称）、連絡先（電話番号は法人の場合に限る）を明記した許可標示板を掲示すること。

ただし、許可標示板の規格等については、成瀬ダム工事事務所長（以下「所長等」という。）と協議の上、変更可とする。

第2条 許可を受けた者が、自らその内容を変更しようとするときは、当初の申請に準じて許可を受けること。

第3条 許可を受けた者は、次の各号に掲げる場合には、その事実の生じた日から15日以内に届け出ること。

（1）住所又は氏名を変更したとき

（2）許可を受けた行為を廃止したとき

（3）天災その他のやむを得ない事由により許可を受けた目的を達することができなかつたとき

第4条 許可を受けた者は、採取期間が満了したとき又は採取が取り消されたときは、所長等の指示に従い30日以内にその場所を原状に復し、所長等の検査を受けること。

第5条 許可を受けた者は、作業に先立ち所長等に作業計画書を提出し確認を受けること。また、採取に着手するときは、事前に着手届を所長等に届出し、かつ採取中は所長等の指示により実施するとともに、完了の際は完了届により速やかに報告し所長等の確認を受けること。

第6条 許可を受けた者は、法面等河川管理施設の現状に影響を及ぼさないように注意すると共に、その採取区域に異常が発生したとき、直ちに所長等に報告すること。

第7条 許可を受けた者が、法面等の河川管理施設並びに第三者に損害を与えた場合は、自らの負担をもって原状に復旧し、又は、損害の賠償をすること。

第8条 河川工事その他公益のため必要があるときは、許可を取り消すことがある。

第9条 申請内容と大きく異なる行為をした場合、或いは作業中に事故が発生した場合は、許可を取り消すことがある。